

## 小田嶋先生の 国試対策講座

よくだる!

# 学校保健 ポイント



受験生の皆さん、こんにちは。今回は学校保健安全法全体のポイントを学習します。学校保健安全法は、児童生徒等と職員の健康の保持増進を図るために学校における健康管理と、児童生徒等の安全の確保が図られるよう学校における安全管理とを定めています。看護師国試では、毎回1~2問程度出題されます。保健師国試では、毎回4問前後出題されます。では問題です。

### 問題

各文の正解を判定し、誤りの文は正しく直しなさい。

1. 学校保健安全法は、平成20（2008）年に学校安全法を改題・改正したものである。
2. 就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が翌年就学させるべき者に対して実施する。
3. 児童生徒等の定期的健康診断は、学校の設置者が毎年5月31日までに実施する。
4. 健康診断の結果は、21日以内に保護者・学生等に通知しなければならない。
5. 児童生徒等の感染症による出席停止を決定するのは、校長である。
6. 麻疹の出席停止期間は、「発疹が消失するまで」である。
7. 水痘の出席停止期間は、「すべての発疹が痂皮化するまで」である。
8. 感染症による学校の休業を決定するのは、市町村の教育委員会である。
9. 学校保健安全法には、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の設置が定められている。
10. 養護教諭の設置を定めているのは、学校教育法である。

### 出題傾向

看護師国試で定番なのが感染症の出席停止基準です。次いで健康診断の実施義務者と時期です。保健師国試では、健康診断に関する事項が頻出です。実施義務者・時期・対象者のほかに、事後措置が出題されます。また、学校医や看護教諭・保健主事の設置についても定番といえます。いずれの国試でも過去問学習が効果的です。

# 安全法の ポイント

講師：小田嶋 晋

1962年生まれ  
1987年 行政書士試験合格  
1989年 社会保険労務士試験合格  
1990年 東京アカデミー仙台校講師



同校東北ブロック講師として、民法、社会保障法を中心に大学卒業程度公務員、保健師・看護師国試、社会福祉士国試などを担当。東北地方の公立・私立大学を中心に講座講師としても出講中。

## 解説

- 「学校保健法を改題・改正して」が正しい。学校での事故が目立つようになったことから、従来の学校保健法が学校保健安全法に改題・改正され、翌平成21(2008)年4月から施行されています。
- 市町村の教育委員会が原則として就学から4ヶ月前（前年11月30日）までに実施します。病気の治療勧告や特別支援学級への振り分けなどが目的です。
- 「学校が6月30日までに」が正しい。児童生徒等への健康診断は、学校（実施責任者は校長）が実施します。学校の設置者が実施するのは、職員の健康診断です。なお、学校の設置者とは、国・都道府県・市町村・学校法人などのことで、教育委員会ではありません（学校教育法第2条）。
- 事後措置として適切な保健指導を行わなければなりません。また、健康診断票は、5年間保存する義務があります。
- 感染症による出席停止を決める権限は校長にあります。
- 「解熱後3日を経過するまで」が正しい。「発疹が消失するまで」なのは風しんです。
- 出席停止基準は、インフルエンザ、麻疹、風しん、水痘が出題されやすいので、覚えておくべきでしょう。
- 「学校の設置者である」が正しい。学校の設置者（公立学校の場合は、都道府県・市町村、私立学校の場合は、学校法人）が決定します。5の出席停止とのちがいに注意しましょう。
- 学校医は、すべての学校に必要です。学校薬剤師の職務として、環境衛生検査があることも注意しておきましょう。
- 養護教諭は、「児童生徒の養護をつかさどる」と定められています。学校保健安全法には規定はなく、学校教育法（37条12項）にあります。養護教諭は、小学校・中学校等では必置ですが、高等学校等では「置くことができる」という任意設置です。



学校保健安全法は、過去問と同じ内容の選択肢が出題されることが多くあります。99P65や105A35などは典型的な問題です。このほかには、健康診断の実施項目や学校医等の職務も出題されています。対策をたてておけば対応できる問題が多いので、ぜひ正解したい分野です。過去の出題事項と上記10項目を表などにして、まとめておくとういでしょう。今回学習したことが国試で出題されるとよいですね。頑張れ受験生！